

	移行期間中(2024年12月2日～2025年12月1日まで) 現行の保険証が使用可能 注)現行の保険証を紛失した場合再交付はできません。マイナ保険証または資格確認書で受診ください。	保険証廃止後(2025年12月2日以降) 現行の保険証は使用不可。マイナ保険証を使用
国内居住者	(A) マイナンバーカード(マイナ保険証)を持っている場合 ⇒ マイナ保険証で受診ください。	●マイナンバーカードをもっていて、保険証利用登録済み ⇒ マイナ保険証で受診ください。
	(B) マイナンバーカードは持っているが保険証利用(マイナ保険証)が未登録の場合 ⇒ 経過措置期間終了までに保険証の利用登録を行ってください。 ①医療機関・薬局の窓口等にある顔認証付きカードリーダーで登録 ②セブン銀行ATMから登録 ③スマホでマイナポータルから登録	
	(C) マイナンバーカードを持っていない場合(通知カードのまま) ⇒ 経過措置期間終了までにマイナンバーカードの発行申請を行ってください。 (申請は以下のマイナンバーカード総合サイトをご参照ください) https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/	◆保険証利用が未登録または、マイナンバーカードを持っていない ⇒ 健康保険組合より発行する「資格確認書」を医療機関等へ提示して受診ください。マイナンバーカードを早めに作成し、保険証利用登録を行ってください。
海外居住者	(D) マイナンバーカード(マイナ保険証)を持っている場合 ⇒ マイナ保険証で受診ください。	●マイナンバーカードを持っており、保険証利用登録済み ⇒ 帰国時はマイナ保険証で医療機関を受診ください。
	(E) マイナンバーカードを出国時に返納した、失効した場合 ⇒ 経過措置期間中は、現行の保険証で受診ください。 保険証の受取がまだの方は事業主(会社)で保管していますので必ず受取りください。 ※ 出国前に国外転出者向けマイナンバーカードへの切替手続きをしなかった方、 2015年10月5日以降に出国済みで、出国時にマイナンバーカードを返納した方は、 現地居住国内の在外公館でも発行申請が可能です。 https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/	
	(F) 2015年10月4日以前に出国し現在も駐在中の方や、現地で出生後日本に居住したことがない方 ⇒ 経過措置期間中は現行の保険証で受診ください。 保険証の受取がまだの方は事業主(会社)で保管していますので必ず受取りください。 現地でのマイナンバーカード発行については現地在外公館へお問い合わせください。 ⇒ 帰国後にマイナンバーカードを発行し保険証利用登録を行ってください。	◆保険証利用が未登録または、マイナンバーカードを持っていない ⇒ 健康保険組合より発行する「資格確認書」を医療機関等へ提示して受診ください。 ⇒ 海外居住者は帰国後、住民登録し、マイナンバーカードの発行と保険証利用登録を行ってください。
新規加入者	■ 2024年12月2日以降に加入届書を受理した方の保険証発行はありません(12月1日以前の入社、扶養追加でも申請書受理日が12月2日以降の場合は発行されません) ⇒ 国内居住、海外居住者ともにマイナ保険証で受診ください。 ⇒ マイナ保険証をお持ちでない方は、健康保険組合が発行する「資格確認書」を医療機関に提示して受診ください。	